

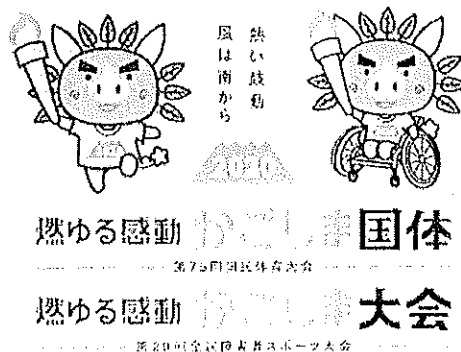


第75回国民体育大会  
第20回全国障害者スポーツ大会

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会  
いちき串木野市実行委員会  
第1回 輸送・交通専門委員会

○本市開催分 会場：市総合体育館

年	大会名・競技名	会期
2019	南部九州高校総体 バスケットボール競技	7月28日(日)~8月2日(金)
	第75回国民体育大会リハーサル大会 バレーボール競技	9月22日(日)・23日(祝月)
2020	第20回全国障害者スポーツ大会『燃ゆる感動かごしま大会』 車いすバスケットボールリハーサル大会	5月16日(土)~17日(日)
	第75回国民体育大会『燃ゆる感動かごしま国体』	
	○デモンストレーションスポーツ (少林寺拳法)	7月26日(日)
	○デモンストレーションスポーツ (3B体操)	9月13日(日)
	○バレーボール競技 (成年男子)	10月4日(日)~7日(水)
	○バスケットボール競技 (少年女子)	10月8日(木)~12日(月)
	第20回全国障害者スポーツ大会『燃ゆる感動かごしま大会』 車いすバスケットボール (身)	10月24日(土)~25日(日)
2020 (参考)	東京オリンピック	7月24日(金)~8月9日(日)
	東京パラリンピック	8月25日(火)~9月6日(日)



日時：平成30年11月30日(金) 14:00~  
場所：串木野庁舎地下大会議室

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会  
第1回 輸送・交通専門委員会 会次第

1 開 会

2 委嘱状交付

3 説明事項

- (1) 第75回国民体育大会・第20回全国障害者スポーツ大会開催概要
- (2) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会  
専門委員会の位置づけ

4 報告事項

- (1) 第73回国民体育大会・第18回全国障害者スポーツ大会について

5 協議事項

- (1) 専門委員会委員長・副委員長選任
- (2) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市各種計画について
  - ア 輸送交通基本計画（案）
  - イ 消防防災・警備基本計画（案）
- (3) その他

6 その他

7 閉 会

○参考資料

- ・燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会鹿児島県実行委員会  
第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」輸送・交通基本計画
- ・燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会会場地市町村一覧

輸送・交通専門委員会 委員名簿

	所属	役職	氏名
1	いちき串木野警察署	交通課長代理	徳山 辰也
2	いちき串木野交通安全協会	事務局長	今屋 隆雅
3	JR川内駅	駅長	日野 友和
4	鹿児島交通・山光交通	鹿児島県バス協会専務理事	中原 昭雄
5	第一交通 串木野営業所	所長	中迎 和弘
6	いちき串木野市水産商工課	商工係長	榎並 哲郎
7	いちき串木野市消防本部	総務係長	大寺 重哉

## 第75回国民体育大会の概要

### 1 国民体育大会の目的・沿革

広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力向上を図り、地方スポーツの振興と地域文化の発展に寄与し、国民生活を明るく豊かにすることを目的に開催します。

戦後の混乱の中で、スポーツを通して国民に勇気と希望を与えようと、全国規模の体育大会が提案され、昭和21年に戦災を免れた京都府を中心とした京阪神地域において、第1回国民体育大会が開催されました。鹿児島県では、昭和47年に第27回大会が開催されました。

### 2 主催

○大会：（公財）日本スポーツ協会・文部科学省・鹿児島県

○各競技会：上記に、（公財）日本スポーツ協会加盟競技団体・  
会場地市町村を含めたもの。

### 3 大会会期：2020年10月3日（土）～13日（火）11日間

### 4 愛称・スローガン

愛称：

## 燃ゆる感動 かがしま国体

○趣旨 世界有数の活火山である桜島や明治維新を成し遂げた偉人に象徴される熱く情熱的な鹿児島。

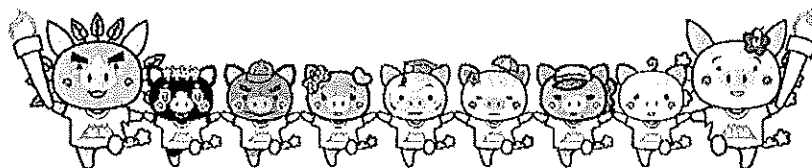
アスリート達の熱気あふれるパフォーマンスや県民の心のこもったおもてなしが、熱く燃えるような感動を呼び起こす国体を目指します。

スローガン： **熱い鼓動 風は南から**

○趣旨 熱戦を繰り広げるアスリート達の熱い鼓動と会場に響きわたる歓声が、鹿児島から南の風に乗って全国に広がってほしいという思いが込められています。

## 5 マスコットキャラクター

### ぐりぶーファミリー



ぐりぶー/かこぶー/あそぶー/らぶぶー/まなぶー/すなぶー/ゆゆぶー/ほしぶー/さくら

## 6 イメージソング

### 「ゆめ～KIBAIYANSE～」

作詞・作曲・歌唱：辛島 <sup>からしま</sup> 美登里 <sup>みどり</sup>

「頑張って」を意味する鹿児島の方言「キバイヤンセ」を、ふるさとの「おまじない」と表現し、夢に向かって頑張るみんなの背中を押してくれる、元気いっぱい曲です。

このほか、掛け声の「チェスト」や、生き生きとした子どもたちのコーラスも盛り込まれ、力強い「鹿児島」にぴったりの魅力的な曲に仕上がっています。

#### 【参考1】

平成27年度	和歌山県（紀の国わかやま国体）
平成28年度	岩手県（希望郷いわて国体）
平成29年度	愛媛県（愛顔つなぐ愛媛国体）
平成30年度	福井県（福井しあわせ元気国体）
平成31年度	茨城県（いきいき茨城ゆめ国体）

#### 【参考2】

##### ◆2020東京オリンピック

2020年7月24日（金）～8月9日（日）17日間

##### ◆2020東京パラリンピック

2020年8月25日（金）～9月6日（日）13日間

7 国民体育大会参加者数（平成26年～平成29年）

開催年	開催地	選手・監督	大会関係者	観覧者	計
平成26年	長崎県	126,902	146,574	582,723	856,199
平成27年	和歌山県	79,688	105,198	492,741	677,627
平成28年	岩手県	86,136	135,811	461,075	638,022
平成29年	愛媛県	87,680	113,861	521,850	723,391

8 実施競技数等（県全体）

（公財）日本体育協会第3回理事会 平成29年7月18日決定

正式競技 （37競技）	陸上競技	水泳	サッカー
	テニス	ボート	ホッケー
	ボクシング	バレーボール	体操
	バスケットボール	レスリング	セーリング
	ウエイトリフティング	ハンドボール	自転車
	ソフトテニス	卓球	軟式野球
	相撲	馬術	フェンシング
	柔道	ソフトボール	バドミントン
	弓道	ライフル射撃	剣道
	ラグビーフットボール	スポーツクライミング	カヌー
	アーチェリー	空手道	銃剣道
	なぎなた	ボウリング	ゴルフ
	トライアスロン		
	特別競技 （1競技）	高等学校野球（硬式・軟式）	
公開競技 （5競技）	綱引	武術太極拳	パワーリフティング
	ゲートボール	グラウンド・ゴルフ	
デモンストレーション スポーツ （36競技）	※正式競技・特別競技・公開競技以外の県内居住者を参加対象として実施する競技で、県民の国体への参加機会を設けることにより、県民が楽しめる国体を目指します。		
	ウォーキング	エアロビック	遠泳
	お手玉	サーフィン	サイクリング
	3B体操	史跡巡りウォーキング	ジャズ体操
	少年サッカー	少年相撲	少林寺拳法
	スポーツチャンバラ	スポーツ吹矢	ソフトバレーボール
	ターゲット・バードゴルフ	ダンススポーツ	ディスクゴルフ
	ドッジボール	ドライビングコンテスト	パークゴルフ
	バウンドテニス	ビーチフラッグス	ビリヤード
	フライングディスク	ふれあいグラウンド・ゴルフ	ペタンク
	ボート（フネインカー競漕）	真向法体操	ママさんバレー
	マラソン	ミニバレー	ミニバレーボール
	ラジオ体操	ランニングバイク	歴史探訪ウォーキング

9 本市実施競技

正式競技 （2競技）	バレーボール（成年男子）	会場 いちき串木野市総合体育館
	バスケットボール（少年女子）	
デモンストレーション スポーツ（2競技）	3B体操 少林寺拳法	

# 第20回全国障害者スポーツ大会の概要

## 1 全国障害者スポーツ大会の目的・沿革

障がいのある選手が競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、多くの人々が障がいに対する理解を深め、障がいのある人の社会参加を推進することを目的として開催される国内最大の障害者スポーツの祭典です。平成13年度から「全国身体障害者スポーツ大会」と「全国知的障害者スポーツ大会」が統合され、「全国障害者スポーツ大会」として開催されています。（第1回は宮城県で開催）

## 2 基本方針（開催基準要綱一部抜粋）

- (1) 大会は、毎年1回開催し、各都道府県の持ち回りとする。
- (2) 大会は、毎年実施される国民体育大会本大会の直後を原則として、該当都道府県において3日間で開催する。
- (3) 大会の会期は、国民体育大会の開催決定にあわせて、開催3年前までに開催地主催者が中央主催者と協議して決定する。
- (4) 大会における競技運営は、（公財）日本スポーツ協会に加盟する開催地都道府県の関係競技団体及び日障協登録競技団体等が主管する。
- (5) 大会における競技施設は、原則として、国民体育大会本大会の会場を使用する。

## 3 主催

（公財）日本障がい者スポーツ協会、文部科学省、鹿児島県、開催市町村、関係団体

## 4 大会会期 2020年10月24日（土）～26日（月） 3日間

## 5 愛称・スローガン

愛 称：

## 燃ゆる感動 **かごしま大会**

○趣旨 世界有数の活火山である桜島や明治維新を成し遂げた偉人に象徴される熱く情熱的な鹿児島。

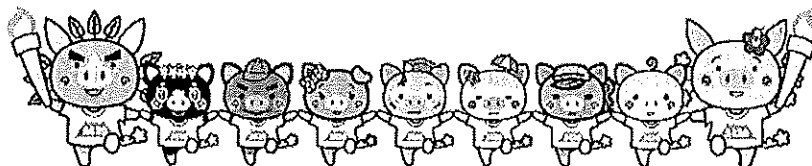
アスリート達の熱気あふれるパフォーマンスや県民の心のこもったおもてなしが、熱く燃えるような感動を呼び起こす大会を目指します。

## スローガン： 熱い鼓動 風は南から

- 趣旨 熱戦を繰り広げるアスリート達の熱い鼓動と会場に響きわたる歓声が、鹿児島から南の風に乗って全国に広がってほしいという思いが込められています。

### 6 マスコットキャラクター

#### ぐりぶーファミリー



ぐりぶー-かごぶー-あそぶー-らぶぶー-まなぶー-すなぶー-ゆゆぶー-ほしぶー-さくら

### 7 イメージソング

#### 「ゆめ～KIBAIYANSE～」

作詞・作曲・歌唱：<sup>からしま</sup>辛島 <sup>みどり</sup>美登里

「頑張って」を意味する鹿児島の方言「キバイヤンセ」を、ふるさとの「おまじない」と表現し、夢に向かって頑張るみんなの背中を押してくれる、元気いっぱい曲です。

このほか、掛け声の「チェスト」や、生き生きとした子どもたちのコーラスも盛り込まれ、力強い「鹿児島」にぴったりの魅力的な曲に仕上がっています。

### 8 全国障害者スポーツ大会参加者数（平成26年～平成29年）

開催年	開催地	選手・監督	大会関係者	観覧者	計
平成26年	長崎県	26,487	33,453	40,957	100,897
平成27年	和歌山県	24,775	31,975	23,975	80,725
平成28年	岩手県	25,507	30,705	32,195	88,407
平成29年	愛媛県	22,858	36,445	33,846	93,149



## ○正式競技

個人競技 （6競技）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸上競技(身・知)</li> <li>・水泳(身・知)</li> <li>・アーチェリー(身)</li> <li>・卓球(身・知)</li> <li>・卓球(身・知) ※サウンドテーブルテニス(身)を含む</li> <li>・ボウリング(知)</li> </ul>
団体競技 （7競技）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスケットボール(知)</li> <li>・車いすバスケットボール(身)</li> <li>・ソフトボール(知)</li> <li>・グランドソフトボール(身)</li> <li>・バレーボール(身・知・精)</li> <li>・サッカー(知)</li> <li>・フットベースボール(知)</li> </ul>

（注）「身」は身体障害者の方が参加できる競技

「知」は知的障害者の方が参加できる競技

「精」は精神障害者の方が参加できる競技

## ○オープン競技

広く障がい者スポーツを普及する観点から有効と認められる競技について、主催者間で協議のうえ実施されます。

競技名	障がいの種類	主体団体	競技会場	実施予定日 (2020年)
スポーツ吹矢	身	鹿児島県 スポーツ吹矢協会	ハートピア かごしま (鹿児島市)	10月18日(日)
電動車椅子 サッカー	身	日本電動車椅子 サッカー協会	鹿児島 アリーナ (鹿児島市)	10月17日(土) ～18日(日)
ふうせん バレーボール	身・知・精	鹿児島ふうせん バレーボール	郡山体育館 (鹿児島市)	10月25日(日)

## 10 本市実施競技

団体競技	車いすバスケットボール(身)	会場 いちき串木野市総合体育館
------	----------------	--------------------

## 【参考】

平成27年度 和歌山県（紀の国わかやま大会）

平成28年度 岩手県（希望郷いわて大会）

平成29年度 愛媛県（愛顔つなぐ愛媛大会）

平成30年度 福井県（福井しあわせ元気大会）

平成31年度 茨城県（いきいき茨城ゆめ大会）

## 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会会則

### 第1章 総則

#### (名 称)

第1条 本会は、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

#### (目 的)

第2条 実行委員会は、第75回国民体育大会及び第20回全国障害者スポーツ大会において、いちき串木野市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事業を行うことを目的とする。

#### (事 業)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 競技会における実施競技に関すること。
- (3) 競技施設及び関連施設に関すること。
- (4) 競技会の広報及び市民総参加運動に関すること。
- (5) 宿泊・医事・衛生・輸送・交通及びおもてなしに関すること。
- (6) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (7) 関係行政機関及び関係団体との連絡調整に関すること。
- (8) その他実行委員会の目的達成に必要な事業に関すること。

### 第2章 組織

#### (組 織)

第4条 実行委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) いちき串木野市を代表する者
- (2) いちき串木野市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、その他関係行政機関・団体の代表者及び役職員
- (4) その他会長が特に必要と認める者

#### (役 員)

第5条 実行委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 監事 2名

#### (役員を選任)

第6条 会長は、いちき串木野市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、委員のうちから会長が選任し、総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 監事は、会長が選任し、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に掲げる事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。

(顧問及び参与)

第9条 実行委員会に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会務の重要な事項について、会長の諮問に応じ助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、助言する。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

### 第3章 会議

(会議)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長、副会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。
  - (1) 競技会の開催基本方針に関すること。

- (2) 会則の制定及び改廃に関すること。
  - (3) 事業計画及び事業報告に関すること。
  - (4) 予算及び決算に関すること。
  - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
  - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することはできない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### （常任委員会）

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は、会長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副会長をもって充てる。
- 4 常任委員会は、必要に応じ会長が招集する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 7 常任委員会は、次の各号に掲げる事項について審議決定し、その結果を必要に応じて次の総会に報告する。
  - (1) 総会から委任された事項に関すること。
  - (2) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関すること。
  - (3) 専門委員会の設置並びに専門委員会への付託及び委任事項に関すること。
  - (4) その他会長が必要と認める事項に関すること。
- 8 前条第5項及び第6項の規定は常任委員会について準用する。

#### （専門委員会）

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。
- 5 前各項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。

### 第4章 会長の専決処分

#### （会長の専決処分）

第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないと認めるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を求めなければならない。

## 第5章 事務局

### (事務局)

第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第6章 会計

### (経費)

第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

### (予算及び決算)

第17条 実行委員会の収支予算は、総会の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第18条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第7章 解散

### (解散)

第19条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときに解散する。

### (残余財産)

第20条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産はいちき串木野市に帰属するものとする。

## 第8章 補則

### (委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

- 1 この会則は、平成30年1月30日から施行する。
- 2 設立当初の役員の選任は、第6条第2項及び第3項の規定にかかわらず、設立総会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 第11条第2項の規定にかかわらず、最初に招集される設立総会は、市長が招集する。
- 4 実行委員会の設立当初の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、この会則の施行の日から3月31日までとする。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会

(順不同・敬称略)

【会長】(会則第5条第1項第1号)

	所属	役職等	氏名
1	いちき串木野市	市長	田畑 誠一

【副会長(委員)】(会則第5条第1項第2号)

	所属	役職等	氏名
1	いちき串木野市議会	議長	平石 耕二
2	いちき串木野市体育協会	会長	上夷 慶克
3	いちき串木野市地域女性団体連絡協議会	会長	塩屋 かよ子
4	いちき串木野市	副市長	中屋 謙治
5	いちき串木野市教育委員会	教育長	有村 孝

【常任委員(委員)】(会則第5条第1項第3号)

	所属	役職等	氏名
1	いちき串木野市まちづくり連絡協議会	会長	久木山 純広
2	いちき串木野市社会福祉協議会	会長	溝添 勇
3	いちき串木野市校長会	会長	桃北 紀和
4	山光交通有限会社	代表取締役	山崎 典男
5	いちき串木野地区交通安全協会	会長	寺師 和男
6	いちき串木野商工会議所	会頭	濱田 雄一郎
7	いちき串木野市観光特産品協会	会長	久木山 睦男
8	鹿児島いちき串木野観光物産センター	センター長	榎木 清照
9	鹿児島県バレーボール協会	理事長	森永 繁樹
10	鹿児島県バスケットボール協会	総務委員長	伊藤 泰孝
11	株式会社日本水泳振興会	代表取締役社長	坂元 要
12	さつま日置農業協同組合串木野支所	支所長	今屋 良三
13	串木野市漁業協同組合	専務理事	早崎 達哉
14	いちき串木野市医師会	会長	丸田 修士
15	ホテルアクシアくしきの	総支配人	高宮 道治
16	いちき串木野市	地方創生統括監	松尾 章弘
17	いちき串木野市	総務課長	田中 和幸
18	いちき串木野市	福祉課長	立野 美恵子
19	いちき串木野市	観光交流課長	後潟 正実
20	いちき串木野市教育委員会	総務課長	木下 琢治

【監事】(会則第5条第1項第4号)

	所属	役職等	氏名
1	いちき串木野市監査委員	代表監査委員	竹崎 健二郎
2	いちき串木野市	会計管理者	野田 義和

【委員】(会則第4条第2項)

	所 属	役職等	氏 名
1	いちき串木野市議会	副議長	東 育代
2	いちき串木野市議会 総務文教委員会	委員長	松崎 幹夫
3	いちき串木野市議会 産業厚生委員会	委員長	西別府 治
4	いちき串木野市議会 議会運営委員会	委員長	原口 政敏
5	いちき串木野市身体障害者協会	会長	浅井 重己
6	串木野高等学校	校長	國生 勝海
7	市来農芸高等学校	校長	本村 信一
8	神村学園・初等部・中等部・高等部	校長	神村 裕之
9	九州旅客鉄道株式会社 川内駅	駅長	日野 友和
10	鹿児島交通株式会社	取締役乗合営業部長	西 修平
11	第一交通株式会社 串木野営業所	所長	中迎 和弘
12	市来商工会	会長	宇都 保介
13	串木野青年会議所	直前理事長	上小鶴 一善
14	鹿児島県バレーボール協会	事務局長	久保 裕一
15	いちき串木野市バレーボール協会	会長	竹下 精一
16	鹿児島県バスケットボール協会	競技部	末吉 貴裕
17	いちき串木野市バスケットボール協会	副会長	鶴田 睦
18	いちき串木野市スポーツ推進委員連絡協議会	会長	徳重 和彦
19	いちき串木野市スポーツ少年団本部	本部長	木村 和博
20	さつま日置農業協同組合市来支所	市来支所長	徳重 弘承
21	串木野市島平漁業協同組合	職員	下松 利恵
22	羽島漁業協同組合	代表理事組合長	平石 良博
23	市来町漁業協同組合	代表理事組合長	大久保 光朗
24	いちき串木野日置歯科医師会	会長	江藤 克己
25	いちき串木野市	政策課長	北山 修
26	いちき串木野市	財政課長	東 浩二
27	いちき串木野市	食のまち推進課長	馬場 裕之
28	いちき串木野市	水産商工課長	平川 秀孝
29	いちき串木野市消防本部	消防長	前屋 満治

【顧問】(会則第9条)

	所 属	役職等	氏 名
1	鹿児島県議会	議員	吉留 厚宏

【参与】(会則第9条)

	所 属	役職等	氏 名
1	鹿児島地域振興局	局長	井多原 章一
2	鹿児島教育事務所	所長	荒田 修
3	いちき串木野警察署	署長	小林 俊之

# 『燃ゆる感動がごしま国体・かごしま大会』いちき串木野市開催準備計画

年度	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)	平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)
開催時期	10/12~10/22	9/26~10/6	10/1~10/11	9/30~10/10	9/29~10/9	9/28~10/11	9/27~10/10
開催場所	中央競技場 本荘競技場	7.5回田代体育館 防衛庁体育館		かごしま国体本荘競技場 中央競技場	かごしま国体本荘競技場 (10/12~10/22)	かごしま国体本荘競技場 (10/29~10/31)	かごしま国体本荘競技場 (10/29~10/31)
開催までの流れ							
準備経費等							
開催組織							
全体計画							
文化体育							
会務管理							
運営・成功							
広報・イベント							
競技運営							
競技用具							
競技施設							
式典							
宿泊・弁当							
医療							
衛生							
観光物産							
輸送・交通							
消防・警備							



# 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会専門委員会規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会会則(以下「会則」という。)第13条第5項の規定に基づき、専門委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名称等)

第2条 専門委員会の名称並びに常任委員会からの付託事項は、別表のとおりとする。

### (役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

### (役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出し、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

### (役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 専門委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 専門委員会は、委員の過半数の出席(あらかじめ通知された事項について、代理人が出席した場合及び書面により議決権を行使する旨の書面の提出があった場合を含む。)がなければ開会し、議決することはできない。

3 専門委員会の議事は、出席した専門委員(あらかじめ通知された事項について、代理人が議決権を行使した委員及び書面により議決権を行使した委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があるときは、専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年5月22日から施行する。

別表（第2条関係）

名 称	付 託 事 項
総務・企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開催準備総合計画に関する事。</li> <li>2 行幸啓、お成りに関する事。</li> <li>3 文化プログラムに関する事。</li> <li>4 市民運動に関する事。</li> <li>5 広報に関する事。</li> <li>6 他の専門委員会に属さない事項に関する事。</li> </ol>
競技・式典専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 競技会の運営に関する事。</li> <li>2 競技施設及び関連施設に関する事。</li> <li>3 表彰式に関する事。</li> <li>4 炬火リレーに関する事。</li> <li>5 その他競技式典に関する事。</li> </ol>
宿泊・衛生専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 宿泊及び配宿計画に関する事。</li> <li>2 弁当に関する事。</li> <li>3 医療救護に関する事。</li> <li>4 環境衛生及び食品衛生に関する事。</li> <li>5 観光物産に関する事。</li> <li>6 その他宿泊衛生に関する事。</li> </ol>
輸送・交通専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 輸送計画に関する事。</li> <li>2 交通及び駐車場に関する事。</li> <li>3 消防防災に関する事。</li> <li>4 警備に関する事。</li> <li>5 その他輸送交通に関する事。</li> </ol>

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会 各専門委員会委員構成



※の団体は、複数の専門委員会に所属する団体

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市実行委員会 各専門委員会委員名簿

総務・企画専門委員会

	所属	役職	氏名
1	市体育協会	会長	上夷 慶克
2	市まちづくり連絡協議会	<small>国体地区まちづくり協議会会長</small>	瀬戸口 修
3	市地域女性団体連絡協議会	会計	久木野 公子
4	市社会福祉協議会	総務係長	小島 大志
5	市身体障害者協会	書記会計	峯元 昭夫
6	市校長会	小体連会長	桃北 紀和
7	串木野高等学校	教諭	地頭所 真人
8	市来農芸高等学校	校長	本村 信一
9	神村学園初等部・中等部・高等部	高等部 副校長	大橋 泰久
10	市スポーツ推進委員連絡協議会	会長	徳重 和彦
11	市スポーツ少年団	本部長	木村 和博
12	市役所総務課	課長補佐	山崎 達治
13	市役所政策課	政策係長	馬籠 秀樹
14	市役所財政課	課長補佐	松尾 治隆
15	市役所福祉課	課長補佐	久木田 聡
16	市役所教育委員会総務課	補佐兼総務係長	川越 吉成

競技・式典専門委員会

	所属	役職	氏名
1	市体育協会	副会長	下青木 一美
2	鹿児島県バスケットボール協会	総務委員長	伊藤 泰孝
3	鹿児島県バレーボール協会	事務局長	久保 裕一
4	市校長会	中体連会長	市園 誠
5	串木野高等学校	教諭	地頭所 真人
6	市来農芸高等学校	教諭	久保 裕一
7	神村学園初等部・中等部・高等部	高等部 教頭	山田 浩一
8	市バスケットボール協会	理事長	富宿 琢也
9	市バレーボール協会	副会長	吉田 裕史
10	日本水泳振興会	主任	関茂 一嘉
11	市役所福祉課	主事	山之口 貴裕
12	市役所教育委員会総務課	主任	市来 隆幸

宿泊・衛生専門委員会

	所属	役職	氏名
1	市医師会	副会長	花牟禮 康生
2	いちき串木野日置齒科医師会	常務理事	鎗流馬 祐二
3	いちき串木野商工会議所	副会頭	勘場 裕司
4	市来商工会	青年部長	上原 真一
5	市観光特産品協会	会長	久木山 陸男
6	鹿児島いちき串木野観光物産センター	職員	竹原 勇輝
7	串木野青年会議所	直前理事長	上小鶴 一善
8	ホテルアクシアくしきの	フロントマネージャー	木之内 平
9	JAさつま日置串木野支所	串木野支所長	今屋 良三
10	JAさつま日置市来支所	市来支所長	徳重 弘承
11	串木野市漁業協同組合	専務理事	早崎 達哉
12	串木野市島平漁業協同組合	職員	下松 利恵
13	羽島漁業協同組合	代表理事組合長	平石 良博
14	市来町漁業協同組合	参事	内匠 啓一
15	市役所水産商工課	水産港湾係長	松崎 英樹
16	市役所観光交流課	観光戦略対策監	長崎 崇
17	市役所食のまち推進課	主任	井上 康介
18	市消防本部	総務係長	大寺 重哉

輸送・交通専門委員会

	所属	役職	氏名
1	いちき串木野警察署	交通課長代理	徳山 辰也
2	いちき串木野交通安全協会	事務局長	今屋 隆雅
3	JR川内駅	駅長	日野 友和
4	鹿児島交通・山光交通	<small>鹿児島県バス協会専務理事</small>	中原 昭雄
5	第一交通 串木野営業所	所長	中迎 和弘
6	市役所水産商工課	商工係長	榎並 哲郎
7	市消防本部	総務係長	大寺 重哉

## 燃ゆる感動かごしま国体 いちき串木野市輸送交通基本計画（案）

### 1 目的

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者」という。）並びに一般観覧者の輸送交通については、県の「輸送・交通基本方針」及び「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市開催準備計画」に基づき、交通事業者等と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送を行うとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

### 2 内容

#### (1) 輸送対策

##### ① 輸送原則

輸送に当たっては、原則として既存の公共交通機関を利用し、料金は自己負担とする。

##### ② 計画輸送

競技会場等及び宿泊施設への輸送の場合において、公共交通機関の運行状況等から必要と認められるときは、計画輸送を行う。

#### (2) 交通対策

##### ① 交通規制

大会参加者関係車両の安全かつ円滑な運行を図るとともに、一般交通に与える影響を最小限にとどめるため、所轄警察署等関係機関・団体と協議のうえ、必要に応じて交通規制等の適切な対策を講じる。

##### ② 交通の整理、誘導及び案内

大会参加者関係車両及び一般観覧者車両の安全確保と目的地への安全かつ円滑な誘導を図るため、各種媒体による広報活動を通じて周知を図るとともに、交通案内図の作成・配布及び案内標識を設置し、必要に応じて整理誘導員を配置する。

#### (3) 駐車場対策

##### ① 駐車場の確保

競技会場等及びその周辺に必要な駐車場の確保に努め、必要に応じて駐車場整理員を配置し、駐車場が遠隔地になるときは必要な措置を講じる。

##### ② 駐車場の利用

大会参加者関係車両の駐車場の利用は、運営上必要と認められるものに限定し、駐車場への誘導を円滑に行うため、事前に許可証等を交付するなど必要な措置を講じる。また、一般観覧者については、マイカーでの来場自粛を積極的に呼び掛け、駐車場の利用を最小限にとどめる。

### 3 交通環境整備

大会期間中における環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和を図るため、市民に対して渋滞の原因となる違法駐車防止、マイカー利用の自粛協力等交通環境整備のための啓発に努める。

### 4 その他

(1) 競技別リハーサル大会についても、必要に応じてこの計画を準用する。

(2) この計画に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

## 燃ゆる感動かごしま国体 いちき串木野市消防防災・警備基本計画（案）

### 1 目的

第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」における消防防災・警備については、競技会場その他大会関係施設における災害の防止や治安の確保、非常時における緊急対応に万全を期するため、県の「警備・消防防災基本計画」及び「燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会いちき串木野市開催準備計画」に基づき、消防・警察その他関係機関等（以下「関係機関等」という。）と緊密に連携を図り、消防防災・警備体制の確立を図ることを目的とする。

### 2 内容

#### (1) 消防防災対策

- ① 火災、その他の災害の未然防止及び災害発生時の被害軽減を図るため、関係機関等と連携し、防火・防災意識の高揚を図る。
- ② 火災、その他の災害発生時に万全を期するため、関係機関等と緊密な連携のもと、消防防災体制の確立を図る。
- ③ 競技会場、練習会場、宿泊施設及び沿道等（以下「競技会場等」という。）の火災、その他の災害の予防並びに災害発生時における情報伝達、避難誘導及び被害の拡大防止、救急救助に関する諸対策を講じる。

#### (2) 警備対策

- ① 競技会場等における雑踏事故、その他の事故及び事件の防止を重点とした適切な警備措置を講じる。
- ② 大会期間中には、暴力事犯・盗犯防止対策等の諸対策を推進し、犯罪の予防に努める。
- ③ 関係機関等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立し、警備対策の円滑な推進を図る。

#### (3) 大規模災害・突発重大事案対策

いちき串木野市地域防災計画を踏まえ、競技会場等での大規模災害・突発重大事案発生等における情報収集・伝達、避難誘導及び被害の拡大防止、救急救助に関する諸対策を講じる。

### 3 その他

- (1) 競技別リハーサル大会についても、必要に応じてこの計画を準用する。
- (2) この計画に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

# 参 考 资 料





## 第75回国民体育大会「燃ゆる感動かごしま国体」

### 輸送・交通基本計画

第75回国民体育大会輸送・交通基本方針に基づき、県、会場地市町村、関係機関及び関係団体等は相互に緊密な連携を図り、第75回国民体育大会（以下「大会」という。）の輸送・交通業務を円滑に推進する。

#### 1 輸送・交通業務の基本的事項

##### (1) 輸送対象者

輸送の対象者は次のとおりとする。

##### ア 大会参加者

- ① 選手・監督
- ② 都道府県選手団本部役員
- ③ 大会役員
- ④ 競技会役員
- ⑤ 競技役員
- ⑥ 招待者
- ⑦ 報道関係者
- ⑧ 視察員
- ⑨ 式典出演者
- ⑩ 大会実施本部係員，大会補助員，大会協力者等
- ⑪ 競技会係員，競技会補助員，競技補助員，競技会協力者等
- ⑫ 上記のほか、県又は会場地市町村が必要と認めた者

##### イ 一般観覧者

##### (2) 実施期間

輸送・交通業務を行う期間は、原則として大会総合開会式3日前から総合開会式終了1日後までの間とする。ただし、競技の特殊事情から必要と認められる場合は、会場地市町村が別に期間を定める。

##### (3) 輸送・交通業務の範囲

ア 輸送・交通業務の範囲は、総合開・閉会式会場、競技会場、練習会場、指定集合地、指定下車駅（港等を含む）、宿舎、その他大会諸行事に直接関係する会場等の相互間とする。

イ 輸送対象者、車両、発着場所及び発着時刻等を定め、輸送計画等に基づき行う輸送（以下「計画輸送」という。）は、原則として近距離（概ね2キロメートル未満をいう。）は行わない。ただし、地域の交通事情等を勘案し、県と会場地市町村が協議の上、必要と認められる場合は、この限りではない。

## 2 輸送力の確保

### (1) 借上バス等の確保

県及び会場地市町村は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、必要なバス、タクシー等の車両の確保に努める。

なお、県は、競技会場地輸送に必要なバス台数を把握し、会場地市町村と協議の上、必要に応じて関係機関及び関係団体等にバス確保の協力を要請する。

### (2) 鉄道・航空機・船舶・路線バス等の確保

県及び会場地市町村は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、鉄道・航空機・船舶・路線バス等について、輸送の円滑化に努める。

### (3) 予備車の確保

県及び会場地市町村は、大会期間中、予備車を準備して、緊急時に備える。

### (4) 輸送・交通担当係員等の講習

ア 県及び会場地市町村は、円滑な輸送を実施するため、必要に応じて、輸送・交通担当係員に対して講習会等を実施する。

イ 県及び会場地市町村は、大会に関係するバス、タクシー等輸送関係機関及び関係団体等に対して、業務内容の徹底、サービス向上のための講習会等の実施を求めることができる。

## 3 県外参加者等輸送

### (1) 県外参加者等輸送計画の策定

県は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、全国から来県する選手・監督及び役員等の県外参加者等輸送計画を策定する。

なお、計画の策定に当たっては、各都道府県等に対する来会意向調査を実施する。

### (2) 輸送・交通業務の範囲

全国から来県する選手・監督及び役員等について、各都道府県出発地と宿泊地の間とする。

### (3) 集合・解散輸送

大会に参加する選手・監督及び役員等の県外参加者等輸送は、輸送方法を派遣元の各都道府県で決定（自由集合・自由解散）するが、県は必要に応じて、列車の増発・増結、航空機、船舶の増便等座席の確保、その他輸送上の便宜が図られるよう、関係機関及び関係団体等に要請する。

生等の緊急時に対応するため、原則として係員が添乗する。

(7) 一般観覧者の輸送

ア 一般観覧者の輸送は、関係機関及び関係団体等の協力を得て、路線バス、鉄道等の公共交通機関を最大限に活用するとともに、主要鉄道駅及び駐車場等からのシャトルバスの運行や臨時乗降場の設置等の必要な措置を講じるなど、環境及び利便性にも配慮した運営に努める。

イ マイカーでの来場は、原則として認めない。ただし、総合開・閉会式会場の身体障害者等の輸送については、会場近隣への専用駐車場の設置等別途配慮する。

(8) 車両許可証等の発行

会場周辺に乗り入れを認める車両は、一般車両と容易に区別ができるよう別に定める許可証等を交付する。

5 競技会場地輸送

(1) 会場地市町村輸送・交通業務推進指針

県は、会場地市町村における輸送・交通業務を推進するため、会場地市町村輸送・交通業務推進指針を示し、業務の円滑な準備、運営を図る。

(2) 競技会場地輸送計画

会場地市町村は、会場地市町村輸送・交通業務推進指針に基づき、競技会場地輸送計画を策定する。

同一の競技が2市町村以上の会場地で行われる場合は、関係市町村が協議して策定する。

6 駐車場の確保

県及び会場地市町村は、道路交通事情及び大会参加者等の車両台数を勘案し、関係機関及び関係団体等の協力を得て、会場周辺において駐車場の確保に努め、その効率的な利用を図る。

7 交通安全対策

県及び会場地市町村は、会場周辺における交通の安全確保と円滑な輸送を図るため、関係機関及び関係団体等の協力を得て、駐車場及び乗降場における歩行者及び車両の誘導や交通規制等の必要な措置を講じるものとする。

なお、交通安全対策の実施に当たっては、地域住民等への広報活動を行い、協力を要請するとともに、交通案内標識、案内板等の設置、マイカー自粛の呼びかけ及び各種広報媒体の積極的な活用により、円滑な通行を確保する。

(4) 指定下車駅等の設定

選手・監督及び役員等の下車駅等は，県が会場地市町村と協議の上，会場地市町村の宿泊地の最寄りの駅等から1カ所以上を設定する。

(5) 輸送案内

選手・監督及び役員等の輸送案内は，県が主要拠点に設置する総合案内所及び会場地市町村が指定下車駅等に設置する案内所において行う。

(6) 指定下車駅等からの輸送

指定下車駅等と宿舎の間の輸送については，輸送距離及び道路交通事情を勘案し，必要に応じて会場地市町村が行う。

4 総合開・閉会式輸送

(1) 総合開・閉会式輸送計画の策定

県は，関係機関及び関係団体等の協力を得るとともに，式典計画及び総合開・閉会式会場整備計画等の関係する各種計画を十分に考慮し，総合開・閉会式輸送計画を策定する。

(2) 輸送・交通業務の範囲

総合開・閉会式に参加する選手・監督及び役員等について，指定集合地と総合開・閉会式会場の相互間とし，原則として計画輸送とする。

(3) 指定集合地の設定

総合開・閉会式に参加する選手・監督及び役員等の計画輸送を円滑に行うため，宿舎の分布，参加人員及び道路交通事情等を考慮し，県と会場地市町村が協議して総合開・閉会式輸送の起点・終点となる指定集合地を設定する。

(4) 指定集合地と宿舎間の誘導

指定集合地と宿舎が異なる場合は，指定集合地と宿舎間の誘導を会場地市町村が行い，指定集合地において県に引継ぎを行う。

(5) 計画輸送経路の設定

県は，輸送距離，所要時間及び道路交通事情等を考慮し，関係機関及び関係団体等と協議の上，総合開・閉会式の計画輸送経路を設定する。

(6) 添乗員の配置

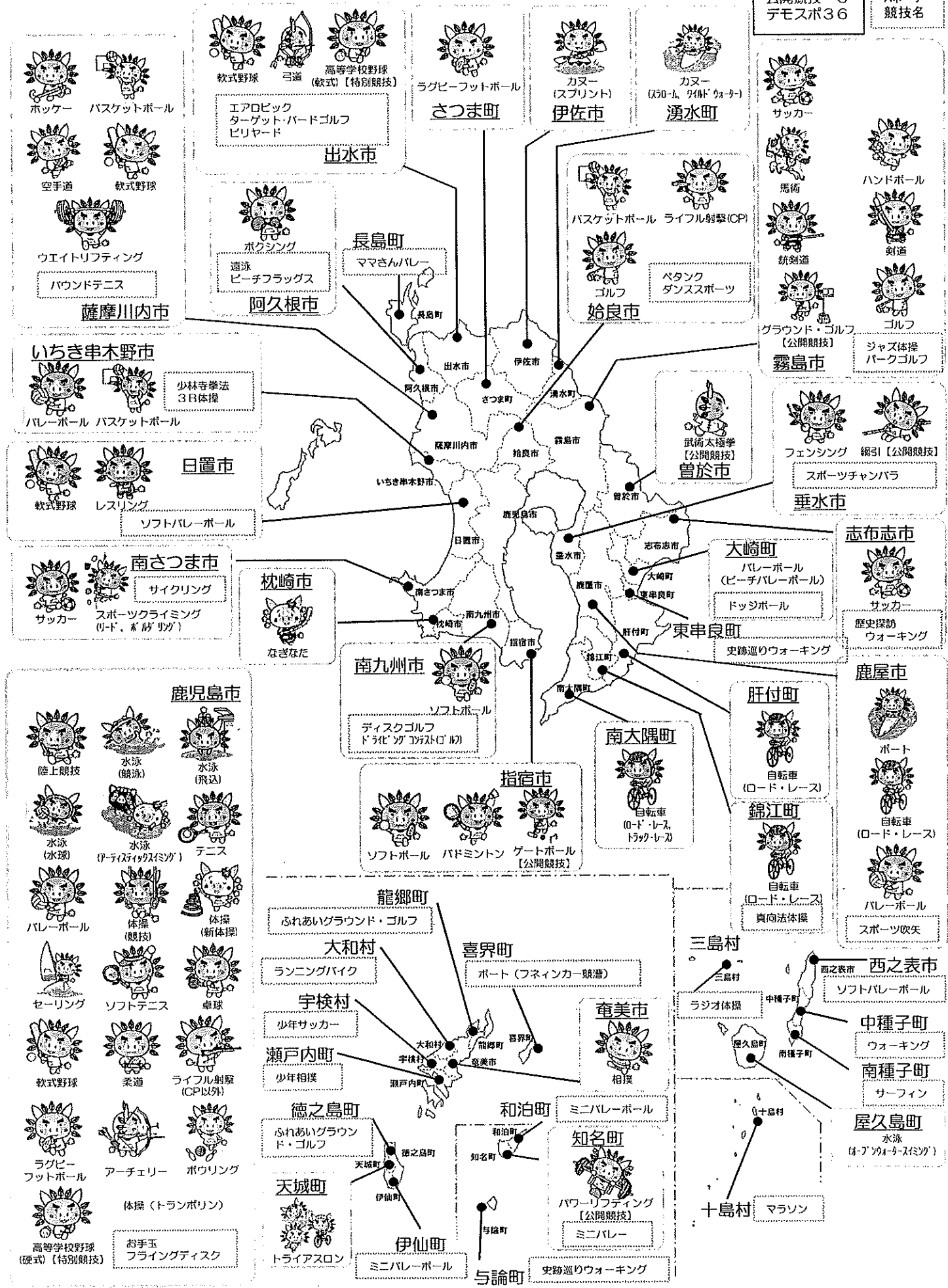
計画輸送バスの各車両には，乗降時の誘導，乗車人員の把握及び事故発

# 第75回国民体育大会 燃ゆる感動がごしま国体

会期：2020年10月3日（土）～10月13日（火）【11日間】

正式競技37  
特別競技 1  
公開競技 5  
デモスポ36

デモンストレーション・スポーツ競技名



8 輸送本部の設置

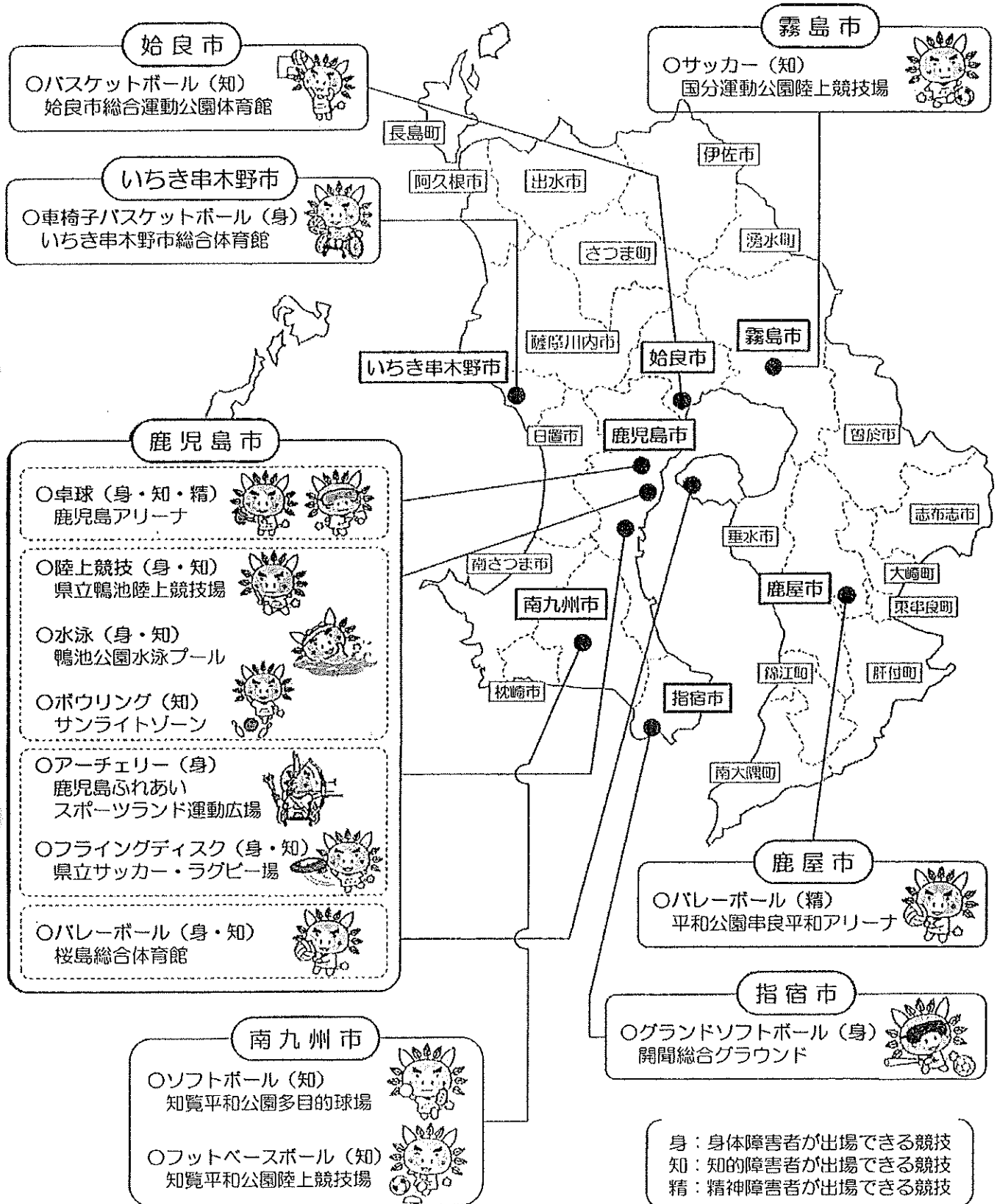
県は、輸送・交通業務を円滑に推進するため、輸送本部を設置する。

9 その他

上記のほか、輸送・交通業務の実施に関して必要な事項については、別に定める。

参考資料

第20回全国障害者スポーツ大会「燃ゆる感動かごしま大会」会場地マップ



個人競技	6
団体競技	7

